



# 島根県報

平成25年4月2日（火）

号外第77号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

**告 示****島根県告示第240号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機関の名称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員		
県 道	枕木山線	松江市邑生町798番1地 先から同番地先まで	前	メートル 15.20～ 24.00	メートル 84.30	松江県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	15.20～ 38.10	84.30	
"	草野横田線	安来市伯太町草野87番 6地先から同124番地先 まで	前	4.00～ 24.00	240.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	8.20～ 25.00	240.00	

## 島根県告示第241号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	枕木山線	松江市邑生町798番1地先から同番地先まで	メートル 84.30	平成25年 4月2日	松江県土整備 事務所	
〃	米子伯太線	安来市吉佐町字細田平1197番1地先から同市伯太町安田山形358番1地先まで	359.00	平成25年 4月2日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	